

真庭市地域防災計画
(風水害等対策編)

新旧対照表

| 頁 | 行 | 図表 | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
|----|----|----|--|--|----------------|
| 7 | 29 | - | 1 自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊日本原駐屯地） | 1 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊日本原駐屯地） | 組織体制見直しに伴う修正 |
| 9 | 24 | - | (6) 大阪管区气象台（岡山地方气象台） (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供しよう努める。 (3) 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。 (4) 航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。 (5) 気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。 (6) 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。 (7) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。 (8) 市町村が行う避難情報の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。 | (6) 大阪管区气象台（岡山地方气象台） (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。 | 気象庁の記載に準拠 |
| 18 | 15 | - | 2 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。 | 2 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。 | 防災基本計画の修正に伴う追記 |
| 18 | 23 | - | (新設) | 4 将来に向けた持続可能な消防体制を構築するため、防災の拠点となる新たな消防分署庁舎を整備する。なお、真庭消防署美新分署は土砂災害特別警戒区域内にあるため、区域外に庁舎を建設する。 | 実状に即した内容に修正 |
| 19 | 5 | - | 1 災害情報 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、地域、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備するとともに、防災構造化するなどの改善に努めると共に、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 (略) | 1 災害情報 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、地域、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備する。また、多重化・耐震化を含め防災構造化するなどの改善に努めるとともに、衛星通信の活用も含め要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 (略) | 防災基本計画の修正に伴う追記 |
| 19 | 27 | - | 4 電気通信設備 電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努める。 | 4 電気通信設備 電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとし、特に地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。 | 防災基本計画の修正に伴う追記 |

| 頁 | 行 | 図表 | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
|----|----|----|--|--|-----------------------------------|
| 20 | 7 | - | 3 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。(略) | 3 指定避難所における貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、洋式トイレなど要配慮者にも配慮し、避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。(略) | 防災基本計画の修正等に伴う追記 |
| 22 | 32 | - | 5 災害時に有効な携帯電話、衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。 | 5 災害時に有効な携帯電話、衛星携帯電話、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。 | 防災基本計画修正に伴う追記 |
| 23 | 4 | - | (1) 無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保 | (1) 無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保 | 防災基本計画修正に伴う追記 |
| 24 | 32 | - | 9 (略) その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 | 9 (略) その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。 | 防災基本計画修正に伴う修正 |
| 25 | 1 | - | 10 市及び県は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。(略) | 10 市及び県は、市の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。(略) | 防災基本計画修正に伴う修正 |
| 27 | 23 | - | (2) 水源地域整備事業 市は県や森林組合等と連携し、水源かん養及び水土保全機能の発揮と国土保全のため、治山施設、森林の整備を行う。 | (削除) | 記載内容の整理 (1) (2) (3) の統合 |
| 27 | 23 | - | (3) 防災林造成事業 市は関係機関と連携し、なだれ、強風等の被害を防止するための森林造成等の防災工事を行う。 | (削除) | 記載内容の整理 (1) (2) (3) の統合 |
| 27 | 23 | - | (4) 地すべり防止事業 | (2) 地すべり防止事業 | 番号の繰り上げ |
| 27 | 26 | - | (5) 山地災害危険地区調査 市は関係機関と連携し、山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。 (6) 山地災害危険地区等の周知 市は、山地災害危険地区等の市地域防災計画への掲載、情報の提供及び現地への標示板の設置や広報活動等を行い、地域住民等への周知を行う。 | (3) 山地災害危険地区調査等 市は関係機関と連携し、山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。 また、山地災害危険地区等について、市地域防災計画への掲載や広報紙による情報提供等を行い、地域住民等への周知に努める。 | 番号の繰り上げ 記載内容の整理 (5) (6) の統合 |
| 29 | 2 | - | (1) 土砂災害危険箇所等の点検 市は、県と連携して土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。(略) 市は、上記危険箇所について住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及、警戒避難の啓発を図る。 [土砂災害危険箇所] (略) | (1) 土砂災害警戒区域等の点検 市は、県と連携して土砂災害警戒区域等を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。(略) 市は、上記警戒区域等について住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及、警戒避難の啓発を図る。 [土砂災害警戒区域等] (略) | 岡山県土木部からの指摘による表記の修正 |

| 頁 | 行 | 図表 | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
|----|----|----|--|---|----------------------|
| 30 | 15 | - | (3) 盛土による災害の防止対策 市及び県は、崩落の危険がある盛土を発見した場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の 是正指導 を行う。 | (3) 盛土 等 による災害の防止対策 市及び県は、崩落の危険がある盛土 等 を発見した場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに 監督処分 や撤去命令等の 行政処分等 の盛土 等 に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。 | 防災基本計画修正に伴う追記 |
| 30 | 21 | - | (1) 砂防対策 土石流危険渓流 における山地の荒廃等による土石流を捕捉するための砂防堰堤工事、溪流の縦横侵食による土砂流出抑制のための溪流保全工事等の対策工事の推進について、県と連絡を密にし、危険溪流の解消に努め、災害の未然防止を図る。(略) | (1) 砂防対策 土石災害警戒区域等 における山地の荒廃等による土石流を捕捉するための砂防堰堤工事、溪流の縦横侵食による土砂流出抑制のための溪流保全工事等の対策工事の推進について、県と連絡を密にし、危険溪流の解消に努め、災害の未然防止を図る。(略) | 岡山地方気象台からの指摘による表記の修正 |
| 30 | 28 | - | (2) 急傾斜地崩壊防止対策 (略) 市は、 急傾斜地崩壊危険箇所等 がけ崩れのおそれのある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、急傾斜地の崩壊防止に努める。 | (2) 急傾斜地崩壊防止対策 (略) 市は、がけ崩れのおそれのある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、急傾斜地の崩壊防止に努める。 | 岡山地方気象台からの指摘による表記の修正 |
| 30 | 32 | - | (3) 地すべり防止対策 (略) 市は、 地すべり危険箇所等 地すべりのおそれのある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、地すべり災害の防止に努める。 | (3) 地すべり防止対策 (略) 市は、地すべりのおそれのある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、地すべり災害の防止に努める。 | 岡山地方気象台からの指摘による表記の修正 |
| 34 | 18 | - | (2) 雨水出水対策事業の実施 (略) また、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。 | (2) 雨水出水対策事業の実施 (略) また、 アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。 さらに、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。 | 防災基本計画修正に伴う追記 |
| 41 | 19 | - | (1) 道路防災対策 (新設) | (1) 道路防災対策 工 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路は、 流失などの被害の発生により孤立地域が発生する可能性がある ので、 洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。 | 防災基本計画修正に伴う追記 |
| 42 | 32 | - | (3) 消火活動関係 ウ 市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。 | (3) 消火活動関係 ウ 市は、 大規模地震など多様な災害にも対応する 消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。 | 防災基本計画修正に伴う追記 |
| 51 | 6 | - | (1) 基礎防災訓練の実施 ク 避難所開設・運営訓練 市及び県は、 新型コロナウイルス感染症対策を含む 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、 感染症対策に配慮した 避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。 | (1) 基礎防災訓練の実施 ク 避難所開設・運営訓練 市及び県は、 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した 避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。 | 防災基本計画修正に伴う修正 |

| 頁 | 行 | 図表 | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
|----|----|----|--|--|-------------------------|
| 53 | 20 | - | <p>(1) 防災教育</p> <p>ア 住民に対する防災教育</p> <p>(イ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのごまめな満タン給油、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。（略）</p> | <p>(1) 防災教育</p> <p>ア 住民に対する防災教育</p> <p>(イ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのごまめな満タン給油、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。（略）</p> | 用語の整理 |
| 53 | 31 | - | <p>(ウ) 防災知識の普及の際には、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> | <p>(ウ) 防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> | 表現の適正化 防災基本計画修正に伴う追記 |
| 61 | 17 | - | <p>3 実施内容</p> <p>ア (略) また、防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えて、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。</p> | <p>3 実施内容</p> <p>ア (略) また、防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えて、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。</p> | 防災基本計画修正に伴う追記 |
| 63 | 25 | - | <p>(1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等</p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（私の避難プラン）の作成</p> <p>(略)</p> <p>市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に関わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p> <p>(略)</p> <p>市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。（略）</p> | <p>(1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等</p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（私の避難プラン）の作成</p> <p>(略)</p> <p>市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、介護支援専門員など避難支援等に関わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。（略）</p> <p>市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、介護支援専門員など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。（略）</p> | 実状に即した内容に修正 |

| 頁 | 行 | 図表 | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
|----|----|----|--|---|---------------|
| 69 | 3 | - | <p>1 物資の備蓄・調達</p> <p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>(略)</p> | <p>1 物資の備蓄・調達</p> <p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</p> <p>(略)</p> | 防災基本計画修正に伴う追記 |
| 69 | 24 | - | <p>2 体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>市及び県は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</p> | <p>2 体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>市及び県は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</p> <p>市及び県は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</p> | 防災基本計画修正に伴う修正 |
| 75 | 1 | 図 | <p>2 災害対策本部の組織</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">本部員</p> <p style="text-align: center;">危機管理監 総合政策部長 政策推進監 総務部長 生活環境部長 健康福祉部長 産業観光部長 林業政策統括監 建設部長 まちづくり推進監 議会事務局長 教育次長 会計管理者</p> </div> | <p>2 災害対策本部の組織</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">本部員</p> <p style="text-align: center;">危機管理監 総合政策部長 政策推進監 総務部長 生活環境部長 健康福祉部長 健康福祉部次長 産業観光部長 産業観光部次長 林業政策統括監 建設部長 議会事務局長 教育次長 会計管理者 湯原温泉病院 事務部長</p> </div> | 組織改正 |

| 頁 | 行 | 図表 | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
|----|---|----|--|--|---------------|
| 92 | 7 | 図 | <p>(3) 気象注意報・警報等の伝達 ウ (略)</p> <p>(ア) 気象情報・警報等の伝達系統</p> | <p>(3) 気象注意報・警報等の伝達 ウ (略)</p> <p>(ア) 気象情報・警報等の伝達系統</p> | 表現の訂正 |
| 93 | 4 | - | 4 NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合があります。 | (削除) | 伝達方法及び記載方法の変更 |
| 93 | 5 | 図 | <p>(イ) 土砂災害警戒情報の伝達系統</p> | <p>(イ) 土砂災害警戒情報の伝達系統</p> | 表現の訂正 |

| 頁 | 行 | 図表 | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
|-----|----|----|--|---|---------------|
| 93 | 6 | - | (注) N H K 岡山放送局へは、夜間等の代行により N H K 広島放送局へ伝達する 場合がある。 | (削除) | 伝達方法及び記載方法の変更 |
| 93 | 8 | 図 | (ウ) 水防警報の伝達系統 a 国土交通大臣の発する水防 | (ウ) 水防警報の伝達系統 a 国土交通大臣の発する水防 | 伝達方法の変更 |
| 100 | 20 | - | 1 方針 (略) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。 | 1 方針 (略) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。 | 防災基本計画修正に伴う修正 |
| 105 | 2 | - | (5) 避難誘導及び移送 ウ 避難の受入及び情報提供 (略) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の濃厚接触者を個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。 (略) | (5) 避難誘導及び移送 ウ 避難の受入及び情報提供 (略) 市は、感染症の濃厚接触者を個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。 (略) | 防災基本計画修正に伴う修正 |
| 105 | 28 | - | エ 移送 (略) なお、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、平時にはヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時には必要に応じてヘリコプター等による移送を実施する。 | エ 移送 (略) なお、ヘリコプターによる避難についても検討し、平時から、ヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時、緊急輸送手段としてその活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター等による移送を実施する。 | 防災基本計画修正に伴う修正 |

| 頁 | 行 | 図表 | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
|-----|----|----|--|--|------------------------|
| 105 | 33 | - | <p>(6) 指定避難所の設置</p> <p>ア 指定避難所等の指定</p> <p>市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。(略)</p> <p>(略)</p> <p>指定避難所に指定された施設の管理者は、良好な環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。(略)</p> | <p>(6) 指定避難所の設置</p> <p>ア 指定避難所等の指定</p> <p>市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。(略)</p> <p>(略)</p> <p>指定避難所に指定された施設の管理者は、良好な環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。市及び県は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。(略)</p> | 防災基本計画修正に伴う修正 |
| 107 | 18 | - | <p>イ 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。(略)</p> <p>市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。(略)</p> <p>また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育ての家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。</p> | <p>イ 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>市は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。(略)</p> <p>市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。(略)</p> <p>また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育ての家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> | 防災基本計画修正に伴う修正 用語の整理 |
| 109 | 6 | - | (7) 指定避難所の運営管理 | (7) 指定避難所等の運営管理 | 防災基本計画修正に伴う修正 |
| 109 | 34 | - | <p>ク (略) そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。(略)</p> | <p>ク (略) そのため、避難所開設当初から状況に応じて、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。併せて、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。(略)</p> | 防災基本計画修正に伴う修正 |

| 頁 | 行 | 図表 | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
|-----|----|----|--|--|-------------------------------|
| 110 | 10 | - | (新設) | ケ 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。 | 防災基本計画修正に伴う追記 |
| 110 | 12 | - | ケ 市は、必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 | コ 市は、必要に応じ、被災者支援の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 | 記号の繰り下げ 防災基本計画修正に伴う修正用語の整理 |
| 110 | 15 | - | コ (略) サ (略) シ (略) ス (略) セ (略) ソ (略) タ (略) | サ (略) シ (略) ス (略) セ (略) ソ (略) タ (略) チ (略) | 記号の繰り下げ |
| 111 | 6 | - | チ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、濃厚接触者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局と防災担当部局は、避難所の運営に必要な情報を共有する。 | ツ 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、濃厚接触者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局と防災担当部局は、避難所の運営に必要な情報を共有する。 | 記号の繰り下げ 防災基本計画修正に伴う修正 |
| 111 | 10 | - | ツ 市及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 | テ 市及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 | 記号の繰り下げ 防災基本計画修正に伴う修正 |
| 111 | 12 | - | (新設) | ト 市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。 | 防災基本計画修正に伴う追記 |
| 111 | 16 | - | (新設) | ナ 市及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。 | 防災基本計画修正に伴う追記 |
| 111 | 18 | - | (新設) | ニ 市及び県は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。 | 防災基本計画修正に伴う追記 |
| 111 | 21 | - | (新設) | ヌ 市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たった健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。 | 防災基本計画修正に伴う追記 |

| 頁 | 行 | 図表 | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
|-----|----|----|--|---|-------------------------------------|
| 111 | 25 | - | (新設) | ネ 市及び県は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。 | 防災基本計画修正に伴う追記 |
| 113 | 2 | - | 1 方針 (略) 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、 新型コロナウイルス感染症を含む 感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。 | 1 方針 (略) 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底する。 | 防災基本計画修正に伴う修正 |
| 116 | 3 | - | 2 実施責任者等 イ 主な関係機関 厚生労働省（水道課） 国土交通省（岡山河川事務所） 県（保健医療部、子ども・福祉部） | 2 実施責任者等 イ 主な関係機関 国土交通省（ 地域河川課 、岡山河川事務所） 県（保健医療部、子ども・福祉部） | 組織体制見直しに伴う修正 |
| 117 | 23 | - | 1 方針 (略) また、県医師会において、災害医療チーム体制の構築、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備、災害拠点病院等において、災害急性期の迅速な医療救護活動に従事する災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の派遣体制の整備を行う。 | 1 方針 (略) また、県医師会において、災害医療チーム体制の構築、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備、災害拠点病院等において、災害急性期の迅速な医療救護活動に従事する災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び 災害支援ナース の派遣体制の整備を行う。 | 防災基本計画修正に伴う修正 記載内容の整理 |
| 118 | 5 | - | (1) 医療 ア (略) さらに、災害急性期にDMATの 出勤を要請した場合 及びDPATの 受入れ・派遣を決定した場合 等において、県災害保健医療福祉調整本部の下に、DMAT及びDPATを必要に応じて設置し、DMAT及びDPAT活動の調整を行う。 | (1) 医療 ア (略) さらに、災害急性期にDMAT及びDPATの 出勤要請が見込まれる場合 等においては、県災害保健医療福祉調整本部の下に、DMAT及びDPATを必要に応じて設置し、DMAT及びDPAT活動の調整を行う。 | 出勤要請の可否を含めて調整本部が活動調整を行うため、実情に合わせて修正 |
| 120 | 19 | - | (1) 防疫 ウ 仮設トイレの設置 市は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を 得て仮設トイレを早期に設置する。 | (1) 防疫 ウ 仮設トイレの設置 市は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力による 仮設トイレやマンホールトイレの早期設置や、より快適な簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等の設置に努める。 | 防災基本計画修正に伴う追記 |
| 121 | 2 | - | ケ 動物の管理 被災ペット の保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 | ケ 動物の管理 家庭動物 の保護収容や飼主等からの一時預かり要望への相談対応、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、 獣医師会等と連携し 必要な措置を講じる。 | 用語の整理 防災基本計画修正に伴う追記 |
| 121 | 34 | - | (新設) | (4) 市及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、 災害時感染制御支援チーム（DICT） 等の派遣を迅速に要請する。 | 防災基本計画修正に伴う追記 |

| 頁 | 行 | 図表 | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
|-----|----|----|---|--|--|
| 124 | 17 | - | (1) 応急仮設住宅の供与 ア 建設による供与 (イ) 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。(略) | (1) 応急仮設住宅の供与 ア 建設による供与 (イ) 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。(略) | 防災基本計画修正に伴う修正 |
| 125 | 12 | - | (4) 応急仮設住宅の運営管理 (略) また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物(特定動物は除く)の受入れに配慮する。 | (4) 応急仮設住宅の運営管理 (略) また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 | 用語の整理 |
| 131 | 21 | - | 4 応援協力関係 県警察は、交通及び地域安全の確保等について十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人岡山県警備業協会に協力を要請する。 (略) | 4 応援協力関係 県は、交通及び地域安全の確保等について十分な応急措置を講じることができない場合は、県警察を通じて、一般社団法人岡山県警備業協会に協力を要請する。 (略) | 「災害時における地域安全の確保に係る警備業務の実施に関する協定」第4条に記載のとおり修正 |
| 132 | 26 | - | (2) 緊急通行車両の確認 災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県(危機管理課、美作県民局)又は県公安委員会(県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所(臨時を含む。))に申し出て、緊急通行車両であることの確認(標章及び証明書の交付)を受ける。 | (2) 緊急通行車両の確認 災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県(危機管理課、県民局)又は県公安委員会(県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所(臨時を含む。))に申し出て、緊急通行車両であることの確認(標章及び証明書の交付)をあらかじめ受けることができることについて、周知及び普及を図る。 | 防災基本計画修正に伴う修正 |
| 143 | 17 | - | (1) 雪崩災害の防止活動 ア (略) また、市及び県は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかけるとともに、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう、適切な配慮をする。 | (1) 雪崩災害の防止活動 ア (略) また、市及び県は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかけるとともに、命綱固定アンカーの設置など、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発・普及の促進を図るよう、適切な配慮をする。 | 防災基本計画修正に伴う修正 |
| 154 | 16 | - | (1) 他の市町村等に対する応援要請 ア (略) 市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。 (略) | (1) 他の市町村等に対する応援要請 ア (略) 市及び県は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。 (略) | 防災基本計画修正に伴う修正 |
| 157 | 12 | - | (新設) | (3) 災害中間支援組織の措置 災害中間支援組織は、県、市、社会福祉協議会、NPO等と連携・情報共有を図りながら、県外からの支援団体や専門性を有するNPO・ボランティア等、多様な民間団体の活動支援や活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター等でのボランティアコーディネート支援などを行う。 | 岡山県県民生活部からの指摘による表記の追加 |
| 157 | 16 | - | (3) 専門ボランティアの受入及び活動の調整 | (4) 専門ボランティアの受入及び活動の調整 | 番号の繰り上げ |
| 157 | 21 | - | (4) ボランティアの健康に関する配慮 | (5) ボランティアの健康に関する配慮 | 番号の繰り上げ |

| 頁 | 行 | 図表 | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
|-----|----|----|---|---|--|
| 159 | 20 | - | 4 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。 | 4 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。 | 防災基本計画修正に伴う修正 |
| 161 | 23 | - | (新設) | (7) 水道災害復旧事業 | 公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法の改正による (令和6年4月1日施行) |
| 161 | 24 | - | (7) 下水道災害復旧事業 (8) 公園災害復旧事業 (9) 公営住宅等災害復旧事業 | (8) 下水道災害復旧事業 (9) 公園災害復旧事業 (10) 公営住宅等災害復旧事業 | 番号の繰り下げ |
| 161 | 29 | - | 4 水道災害復旧事業 | (削除) | 公共土木施設災害復旧事業に 移行したため削除 |
| 161 | 29 | - | 5 住宅災害復旧事業 6 社会福祉施設災害復旧事業 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業 8 学校教育施設災害復旧事業 9 社会教育施設災害復旧事業 10 その他の災害復旧事業 | 4 住宅災害復旧事業 5 社会福祉施設災害復旧事業 6 公立医療施設、病院等災害復旧事業 7 学校教育施設災害復旧事業 8 社会教育施設災害復旧事業 9 その他の災害復旧事業 | 番号の繰り上げ |
| 162 | 23 | - | (2) 要綱等 ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助 | (削除) | 公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法に移行したため削除 |
| | | | 【真庭市水防計画】 | | |
| 5 | 17 | - | 1 総務班長への報告 現地班長は、水防作業終了後実施した箇所について、様式1により必要事項を記載のうえ総務班長へ報告するものとする。 | 1 総務班長への報告 現地班長は、水防作業終了後実施した箇所について、【様式18-9】(様式第1)により必要事項を記載のうえ総務班長へ報告するものとする。 | 表現の適正化 |
| 11 | 20 | - | 第9章 水防訓練 (略) 水防実施状況報告書(様式第1)は、【資料18-27】のとおりとする。 | 第9章 水防訓練 (略) 水防実施状況報告書(様式第1)は、【資料18-9】のとおりとする。 | 表現の適正化 |